

子育て応援手当の申請は4月15日までです

子ども支援課 ☎048(473)1784

長期化する物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、子育て応援手当を支給しています。原則、申請は不要ですが、下記の要件に当てはまる場合は申請が必要となりますので、4月15日(水)までに忘れずにお申し込みください。

支給額 児童一人につき2万円

対象

- ・令和7年9月分の児童手当（9月出生の場合は10月分）支給対象児童
- ・令和7年10月1日から令和8年3月31日までに生まれた児童

申請が必要な人

- ・令和8年1月以降に出生による児童手当申請（認定請求）をした児童がいる人
- ・令和7年10月1日以降に離婚（離婚調停中などを含む）やDV被害により児童手当の申請が必要となった人
- ・児童手当受給者が公務員である人

▼申請が不要な人には2月19日（木）に児童手当の登録口座へ振り込みを行っています。

▼申請の要否が分からない場合や入金が確認できない場合は子ども支援課へお問い合わせください。

申請方法 4月15日（水）（必着）までに申請フォーム、郵送または直接、子ども支援課へ



▲申請フォーム

イベントのボランティアスタッフ募集に市ホームページ

「市民活動ポータル」をご活用ください 市民活動推進課 ☎048(456)5371

市では、仲間を求める市民活動団体と、ボランティア活動などをしたい市民の皆さんのマッチングを支援するため、市ホームページ「市民活動ポータル」にボランティアスタッフの募集情報を掲載します。

掲載期間 2か月程度

▼イベント実施の2か月前から掲載可能

掲載対象団体 次のすべての要件を満たす団体

- ・市内でボランティア活動または地域活動を行う団体
- ・規約などを定めていること
- ・10人以上の市民で構成されていること

申込み イベント実施日の2か月前から電子申請または直接、市民活動推進課へ

▼直接申込む場合は、申請書・イベント資料（ポスターやチラシ）・団体の規約・名簿をお持ちください。



▲市民活動ポータル



▲電子申請

モバイルバッテリー、リチウムイオン電池などを収集します

環境推進課 ☎048(473)1492

収集日 毎月3回目の不燃ごみを収集する曜日（例：不燃ごみの収集が水曜日の地区は第3水曜日）

▼不燃ごみの分別容器に収集対象の危険ごみを出してください。

収集対象（危険ごみ）

- ・モバイルバッテリー及びリチウムイオン電池などが取り外せない製品
- ・製品から取り外したすべてのリチウムイオン電池など

▼リサイクルマークのない（一社）JBRC回収対象外の製品も収集します。

▼膨張・変形しているものはごみ集積所に出さないでください。処分を希望する場合は、志木市粗大ごみ等受付センター【☎048(473)5311】へ電話または志木市粗大ごみ等受付システムから予約のうえ、直接、富士見環境センターへ搬入してください。



▲志木市粗大ごみ等受付システム